

学校文法の目的について

日本語学 4 年：井戸裕人

1. はじめに

現在の中学校で行われている口語文法は、批判に事欠かない。しかし、そのほとんどの批判は教える内容、すなわち文法体系に関する批判であり、「学校で文法を教える意義」を説いた論文はほとんどない。そもそも、「どうして中学校で口語文法をやるようになったのか」「文法教育の目的は何なのか」ということについては、一応教える側に立つ人間として常に関心を抱いていた。そこで、本レポートでは、歴史的に文法教育がどういう目的で行われてきたのか、文節論を中心とする橋本文法がなぜ取り入れられたのか、ということを知る範囲で調べてみたいと思う。

文法教育は必要か必要でないのかという問題にまでは踏み込めないと思うが、文法教育の目的を探ることによって、現代の文法教育の問題がよりはっきりすると思われるのである。

2. 文法教育の始まりと旧制中学校

現在は「文法」という教科はないが、昔はあった。明治に外国語教育が始まり、そこで文法が重要な役割を担ったから、国語に関しても文法を課すようになったのである。ただし、当時の文法は専ら文語文法であり、社会的にも書き言葉が文語であったので、文法科の目的もすぐぶる実用的なものであった。当時の教授要目（今日の学習指導要領）は以下の通りである。

国語文法八言文ノ対照ヲ主口語トシ常ニト今文トヲ關聯セシメテ今文ニ必須ナル法則ヲ示スベシ(明治 35 年 2 月 6 日文部省訓令第 3 号)

国語ノ文法ニ於テ最モ誤リ易キ活用語ノ用法ナルヲ以テ教授ノ際特ニ之ヲ注意シ常ニ其ノ練習ヲ怠ラザルベシ(同上)

ここでいう「今文」とは、明治普通文のことである。当時の中学は旧制中学（5 年制）であり、上級学年から「文法」が相当な時間数課されていたようである。しかし、昭和 6 年に教授要目が改正され、従来よりも低い学年に国文法が課せられるようになった。さらに、昭和 12 年には、第 1 学年において口語文法の概要を授けることになったのである。この改革の経緯は、当事者最も流布していた橋本進吉の文法教科書『改制新文典初年級用』の例言から知ることができる。

- 一 本書は、昭和 12 年改正の中学校教授要目に準拠し、中学校第 1 学年用の国文法教科書として編したものであります。
- 一 本書の著書は、現時の小学教育の実際と社会の実情とから観て、中学校の国文法は口語文法から始め、之を基礎として文語や古文の文法に進むのが、最自然な最適當な方法であると信じ、昭和 6 年、この方針の下に国文法教科書「新文典」の編纂を試みましたが、今回の改正によって、第 1 学年に於ては口語文法の概要を授ける事と定められましたのは、予ての愚見と合致するものでありまして、口語教育の進歩の為に悦ばしく感ずる次第であります。それ故、本書に於ては従来の方針を一層進めて、専ら口語について、品詞の活用と文章法中最大切な部分である文の成分の概要を説いて、国語の構造を知らしめることにしました。

この文章は橋本進吉（1931）『新文典別記口語篇』富山房からとったものであるが、注目されるのは、口語文法は文語

文法の基礎であるという位置づけがはっきりしていることである。さらに、『新文典別記初級用』『新文典編纂の趣意及び方針』では、ことばを変えて次のようにも述べている。

現代に於ては、口語文が一般に行はれて文語文は甚だ稀にしか用ひられません。まして中学校に入つて始めて文法を学ぶものは口語文にはかなり親しんで居りますが、文語文には甚だ疎いのであります。既知から未知に入り、易から難に及ぶのが、教育の根本原理であるとすれば、かやうな実情の下にあつて、文語の文法から始めるのは順序を顛倒したものであつて、既に習熟してゐる口語について文法を説き、然る後文語の文法に及ぶのが、最も自然な道筋であると考えます。

ここでは、口語文法は文語文法の予行練習という意識がよりはっきりしている。ただ注意したいのは、当時は中学が5年間あり、今日の高校の役割も果たしていたということである。つまり、中学のうちに文語文法まで到達するわけであり、現在のように中学は口語、高校は文語というように文法科が断絶することはないのである。こういう風に考えると、橋本のいう口語を先にとり、その後に文語文法を教えるという現行の制度は旧制中学のものをそのまま移行しただけであり、この制度自体に問題があるように思える。もっとも、現在では「中高一貫教育」ということが盛んにいわれているので、文法にかかる時間は少ないものの、中高を通して文語文法まで教える体勢が再び復活するかもしれない。

3. 戦時中の文法教育の目的

2では、明治の文法教育の目的が専ら実用的なものであったということを示したが、昭和に入ってからはどうだったのだろうか。2でも出ていた、昭和6年(1931)・12年(1937)・18年(1943)の中学校教授要目を挙げてみる。

文法ノ教授ニ於テハ国語ノ特色ヲ理解セシムルト共ニ国語愛護ノ精神ヲ養フハコトヲ留意スベシ(昭和6年2月7日文部省訓令第5号注意3)

文法ハ国語ノ大要ヲ授ケテ国語ノ構造・特質ヲ理解セシメ正確ナル語法ニ練熟セシムベシ(昭和12年3月27日文部省訓令第9号)

文法ハ口語法・文語法ノ大要ト国語ニ関スル基本的事項トヲ授ケテ国語ノ正確ナル理解・発表ノ能力ヲ修練シ国語ノ構造及特質ヲ會得セシメ国語意識ノ確立ニ資ス(昭和18年3月25日改正教授要目教授事項第2)

一読して、戦時中の色が出ていることがわかるだろう。また、それと同時に文法教授の目的がかなり開発主義的であることがわかるが、これは文法が暗記科目だといわれていたことに対してのものだと思われる。さらに、橋本進吉や国定教科書「中等文法*1」の編纂に携わった岩淵悦太郎のことばも引用してみる。

広く国語教育の立場から見れば、文法の知識は、我が国語の構造を明かにし、国語の特質を知らしめ、又文法の上にはあらはれた国民の思考法を自覚せしめるに必要である事は既に述べた通りである。(「国語学と国語教育」橋本進吉著作集第1巻)

*1 「中等文法」は、文法科の国定教科書として昭和18年に文部省から出された教科書である。それまで広く使われていた橋本進吉の教科書『新文典』がもとになっているようだが、『新文典』にはあえて載せられなかった文節を中心とした考え方が取り入れられていることが特徴である。国定教科書と橋本文法に関しては、4でも触れる。

国語教育といふ立場だけではなく、一般に教育といふ立場からして、国文法の学修といふ事を考へて見る時、ここにまた別種の意義が見出されるのではなからうかと思ふ。組織的教育に於て課せられる種々の学科は、それぞれの領域に於ける特殊の知識を与へる外に、種々のものの方考方取扱方を教へるものである。(中略)精神や文化を研究する専門の学としては文化的の諸学があるが、これ等は普通教育に於ては十分に学的体系をなした知識としては授けられないやうであり、(中略)唯文法のみはかやうな所まで行きうるのではなからうかとおもはれる。(同上)

従来文法科は、学習者にとって無味乾燥で興味を持ち得ない学科とされてゐた。従来の文法教育は、多少の例外を除き、十分の効果を挙げ得ない状態であつたのである。何故効果を挙げ得なかつたかと言ふと、その理由は多々あらう。(中略)その結果、文法は暗記すべきものといふ誤つた考へが通念となり、教科書の内容をそのまま注入するといふ方法が多く取られてゐたやうである。一体教授法の上で、注入主義・暗記主義が排すべきものであり、開発主義・理解主義が望ましいことは文法教育に限つたことではない。(岩淵悦太郎「国定教科書について」『解釈と鑑賞』昭和19年4月号)

文法教育は、与へられた法則を知識として記憶させるものではなく、学習者自身の手によつて帰納的に発見せしめ、法則を明確に把握せしめることでなければならない。従つて、研究的精神を養ひ、学問的意欲を培ふものとして、文法教育ほど適したものは無いと言へる。(中略)国語に存する理法を自ら明かにすることによつて、国語の論理性を開明し、引いては日本の思考、日本の表現の仕方を把握させ、それによつて国民精神をとりとへさせるのが文法教育の理想である。又、無意識に用ゐている自国語に、立派な法則のあることを自ら確認し、国語の整然とした姿を自ら体認することによつて、そこに自国語に対する信頼感が生れ、自国語に対する尊重の念が築かれる。日本国民としての自覚・自信も、かやうにして体得した知識の上にこそ、ゆるぎなく打ち立てられるのである。(同上)

この時代から既に「文法は暗記」だといわれていたのかと思うと、暗澹たる思いであるが、戦時中であることも手伝つて、このような理想主義的な目標が生まれたのであらう。生徒が自ら法則を発見することなどは、現在の大学生ですら難しいことであり、いっそう文法科と生徒が遊離していくような気がする。もちろん、戦時下ということで、上のような発言が本心からのものであるか、軍部などの統制を受けているのかわからないところであるが、たいした議論もないまま、橋本ら権威のある教授の意見が通つていったということはあることだろうと思う。問題は、戦後にその反省があまり行われず、ほぼそのままの教科書・目的で文法教育が行われていったことであり、現在中学で行われている口語文法が問題になっているのも、ここに由来があるのだろう。つまり、口語文法を中学3年間の間で教える意義がはっきりしていないまま今に至っているということである。旧制中学時代には、文語文法教授のため、という目的が一応あったが、これすら橋本の一見解に過ぎないわけであり、現在ではいろいろと異論が出ることだろう。

後に、時枝誠記らがこのような文法教育を批判しているが、中学3年の間に口語文法を課すという大前提を覆すことはいつてはいない。

国語科の中心的任務は、何と云つても、読むこと、書くこと、聞くこと、話すことの訓練、学習にあることは、まちがひないところであらう。(中略)文法学は、国語の構造を明かにするところの、国語に対する認識の学問であるが、これを中等学校に於いて課するといふことは、生徒に文法学的探求を行はせることが目的でなく、これらの知識によつて、彼等の国語生活を、自ら律して行く方法を与へることなのである。(「国語科学習指導要領試案」『時枝誠記国語教育論集』昭和59年)

このような意見は全くその通りであり、現在の学習指導要領もそのように改正されているが、文法をどう国語生活に生かすのか、どう役立つのかという、その方面の研究なり実践なりがあまり行われていないため、今でも「文法は暗記」だなどといわれているのだろう。それもひとえに、文法(特に口語文法)を教える目的が未だはっきりしていないから、ということが大きいのではないか。

4 . 橋本文法導入の経緯

現在中学や高校で行われている文法は、橋本文法をもとにしているといわれている。実際、文節という単位を中心とした文法論は口語でも文語でも同じで、どの教科書を見ても大差はない。だから、日本語学関係者、日本語教育関係者は橋本文法を諸悪の根元のように見なしているが、では、その橋本文法の体系がどのように教科書に導入されていったのだろうか。先述したとおり、当時は戦時下であり、そういった内部機密は資料として残っているとは考えにくい。時枝誠記の講演記録の中に、学校文法成立のいきさつについて触れたところがあり、それが当時の様子を表していると思われるので、資料として末頁につけておいた。「一〇 学校文法成立のいきさつ」というところを読みたい*2。

この話は時枝自身も推論を交えて語っているため、どのくらいまで真実かどうかはわからない。唯一事情を知っているのは、「中等文法」の編纂に橋本進吉と共にあつた岩淵悦太郎であるが、既に亡くなっており、追求のしようがない。いずれにせよ、今日のようにまともな議論を経て橋本文法が導入されたとは考えられず、時枝のいうように、『新文典』が広く普及していたからというのが主な理由だったのではあるまいか。その著者である橋本進吉の新説（文節論）なら、間違いないというような風潮があつたのかもしれない。そして以後、延々とその文法体系が教えられてゆくのだが、これが変わらないのは、やはり国の態度・教員側が保守的であることと、教員の文法に対する理解不足のゆえだろう。

ところで、時枝は橋本が言語の形式面を重視した文法体系をつくったと断っているのになぜそれが採用されたのかと疑問を投げかけているが、「国語法要説」（昭和9年）の端書きは以下の通りである。

国語の文法組織の真実の相を明にするに為に、多年の努力を積まれた真摯な学者の業績が、近年追々世にあらはれた事は、甚慶ぶべき事であつて、それ等は何れも有益なもので、中にも山田孝雄・松下大三郎両氏の大著の如きは、最傾聴すべき考説に富んであるが、しかし、概していへば、従来の研究は、言語の意義の方面が主となつてゐるのであつて、言語の形に就いては、猶観察の足りない所が少くないやうに思はれる。かやうな方面の研究によつて、従来の説を補ひ又訂すのも必要であらうと思ふ。この篇はかやうな意図の下に成されたものであるが、なほ研究が不十分であり、その上、一身上の都合で、多くの時間を充てる事が出来なかつた為、比較的根本的な問題に関する私考の一端を開陳するに止まり、各方面に十分展開させる事が出来なかつたのは遺憾であるが、もし少しでも斯学の研究に従事せられる方々の参考に資する事が出来るならば、望外の幸である。

この文章を読む限り、確かに時枝が指摘するように、言語の形式面から考察した文法体系が、あたかも完全な文法体系として「学校文法」に取り入れられるのはおかしいといえる。とすると、近代から現代の文法教育は、目的とともに学説も議論が不十分なまま始まったといえそうであり、早急に改善が必要なのではないだろうか。

5 . 文法教育の目的はどうあるべきか

私は「文法は何のために学ぶのか」といわれれば、「自分の日本語を自覚して正しく使えるようにするため」などお茶を濁すだろう。実際、学習指導要領にはそのようなことしか書かれていない。もしもう一步つっこまれて、「じゃあ、文法がどのように役に立っているのか」といわれるともうお手上げである。私は文法（特に口語）を学んでみて、嫌いだったということはないが、実際何の役に立っているのか簡単には思い浮かばない。どこかで文法的な考え方が役に立っていると思われるが、どの教師も現状はそんなところではないだろうか。

*2 ここでは省略したが、参考文献にある『時枝誠記国語教育論集』に全文が載っているので、興味のある方はそちらを参照されたい。

たまたま私は、教育実習（2003年度、中学1年生に対して）の研究授業で文法のところをやり、その指導案には教材観（文法をやる意義など）なども書かなければならないため、中学校で文法をやる意義をあれこれと考えてみた。その結果は、やはり中学校で文法をやるのはそれなりの意義があるのではないかということだったが、その指導案の前文を少し長くなるが引用してみる。なお、扱ったのは「接続詞」であるが、その時は「接続詞」ということばは未習のため使えず、「接続する語句」といつていた。

中学校に入学して、二つ目の単元である。一つ目は「新しい出会い」と題し、身近な言葉を使って相手に伝えることの大切さを学んだが、今回の単元では説明文を読み取ったり、話し言葉と書き言葉の違いを考えたりするなど、より高度な国語力の養成を図るものである。そして、本時の学習課題である「文法」も初めて登場する。

ところで、文法の学習はなぜ必要なのか。実際、中学校で文法の授業を習い、閉口した人は多いであろう。その原因はいろいろ考えられるが、一番大きなものは、「文法なんて知らなくても生きていける」「日本語は自由に話せるから、その仕組みなんて知らなくてもよい」という、生徒側の実感ではないだろうか。確かに、中学生ともなればより自在に日本語を操ることができるし、意思伝達に不自由を感じることはほとんどないであろう。しかし、私は中学の段階で口語文法の習得が設定されているのは、それなりの理由があると思っている。

まず、中学に上がると生徒は先生との会話に特に気を配るようになる。無意識のうちに「敬語らしきもの」を使っている。これは、先輩や目上の人に対しては、友達との会話のように話せないということを自然に体得し始めているからである。大人の会話への第一歩をふみだしているわけだが、生徒は友達と話すようにいいたいことがうまくいえない、伝わらないことに気づくであろう。また、中学に入ると人間関係も複雑化してくる。友達づきあいも小学校のように単純にはいかず、より深いレベルでの交流・疎外が始まる。そのときに、自分の発した言葉如何によって、つきあいがうまく行くこともあれば、相手を傷つけてしまうこともある。

この授業を行う1の5でも、そういった言葉の葛藤が見られる。教育実習生としてこのクラスに配属され、すでに二週間あまりが過ぎたが、友達のような言葉遣いで私に接する者、やや距離を置いた言葉遣いで接する者など様々である。全般的に見て、敬語に対する意識は低いものの、友達同士の言葉のやりとりには非常に敏感であるように思われる。ちょっとしたことで口論になったり、仲直りしたり、ということに関しては枚挙に暇がない。

以上のことから、生徒は自分の使う言葉、すなわち日本語に対して、その影響力を実感し、もっとうまく使えないかと無意識のうちに探っている状態だと思われるのである。これは中学生に限ったことではない。大人でも、自分の言葉のいたらなさに嘆くことは多い。つまり、「言葉をうまく使いたい」というのは、表には出さなくとも誰でも感じていることである。

だから、中学生という大人への第一歩の段階で、母語である日本語の仕組みを勉強することにはそれなりの意義があるのである。ただ、多くの文法学習は暗記主義に陥っていたために、うまく実生活に還元できていなかったのではないだろうか。

しかし、文法を習えば言葉がうまく使えるというものでもない。「覚えるだけ」に陥ってはなおさらいけない。そこで、私が一番重要だと考えるのは、文法学習を通して、「言葉に敏感になること」である。無意識のうちに使っている日本語にいろいろな決まりがあること、それをできるだけおもしろく生徒に伝えることで、「同じような言葉でも微妙にニュアンスの違う言葉がある」「一語変えるだけで、こんなに深い意味になる」など、生徒は言葉に「敏感」になってゆく。言葉に敏感になれば、自分が言葉を発するとき、文章を書くとき、読み取るときでもより深くそれが実現できるようになるであろう。

実際、文法をおもしろく伝えるのは容易なことではないが、少しでも生徒自身が「ことばのおもしろさ」に気づくことができる授業を实践したいと思う。

今読み返すと、無理やり理由をつけたようにも思えるが、基本的な考えは今も変わっていない。やはり、中学生くらいで自分のことばを自省してみる機会が必要だと思うし、文法はそのよいきっかけになると思われるのである。もちろん、すぐに役立つわけではないが、自分のことばに敏感になれば、相手や場所、状況によって適切なことば遣いや書記ができ

るようになると思われるし、それはまさに実社会で役立つことであろう。

6．終わりに

5で述べたような、生徒におもしろいと思わせるような授業、「あ、そうだったのか」と思わせるような授業をするのはとても難しかった。私は、たまたま専門で日本語のことを学んだことがあるため、大学で学んだことや最新の研究なども組み入れて、教科書とは全く違う授業をやることができた（担当の先生が「楽しい授業をやりましょう」という方針だったので）が、そうでない人はやはり従来通りの「文法」をやるしかないのだろう。また、私も教育実習だからこそできたのであり、普段はそこまで前準備をして文法の授業をやることはできないと思われる。だから、「文法」がおもしろくなるようなハード面での工夫はもっと必要だと思われる。

また、後から思い直したのだが、役に立つか立たないかというのも大した問題ではないのではないかと。中学の数学や理科だって、どう役に立っているのか、すぐに答えられる人はあまりいないだろう。文法もそれと同じで、突き詰めれば何かの役には立っているが、普通の人は気づかない、それでよいのではないかと思う。ただ、数学や理科は文法に比べて、おもしろいとか人を引きつける授業のやり方のノウハウが多いことは確かだろう。文法はそういう方面での蓄積があまりない。文法教育の目的とともに、議論されるべき事柄だと思う。

【参考文献】

橋本進吉（1935）『新文典別記上級用』富山房

岩淵悦太郎（1944）「国定文法教科書に就いて」『解釈と鑑賞』昭和19年4月号、至文堂

橋本進吉（1948）『新文典別記文語篇』富山房 『改制新文典別記文語篇』（1937）の普及版

橋本進吉（1948）『新文典別記口語篇』富山房 『改正新文典別記口語篇』（1937）の普及版

橋本進吉（1948）「国語法要説」『国語法研究』岩波書店

時枝誠記（1984）『時枝誠記国語教育論集』明治図書

時枝誠記（1984）『時枝誠記国語教育論集』明治図書